

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第三十号

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

奈良県住民基本台帳法施行条例（平成十四年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十号及び第十八号」を「第十四号」に改める。

別表第一中第七号から第十号までを削り、第十一号を第七号とし、第十二号から第二十三号までを四号ずつ繰り上げる。

別表第二教育委員会の項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。